



2026年9月9日

各 位

会 社 名：株式会社トーシンホールディングス
代 表 者：管財人 石 田 雅 文
管財人 栗 田 口 太 郎
(コード：9444 東証スタンダード市場)
問合せ先：取締役兼管理部長 旭 萌々子
(TEL. 052-262-1122)

「株式会社トーシンホールディングス 再建計画」の更新及び株式会社東京証券取引所への提出について

当社は、2026年5月8日付で公表しました「株式会社トーシンホールディングス 再建計画」について」に記載のとおり、経営の安定化及び財務状態の改善を図るため、再建計画（以下「当初再建計画」といいます。）を策定し、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における上場を維持しながら、会社更生法に基づく更生手続により事業再生を図ることとし、当社の再建に向けて取り組んでまいりました。本日、当初再建計画の内容を2026年5月8日以降の当初再建計画の進捗状況等を踏まえて更新するとともに、更新後の再建計画（以下「本再建計画」といいます。）を東証に対して提出しております。

本再建計画は、2026年5月8日付で東京地方裁判所より開始決定がなされた当社の会社更生手続（以下「本更生手続」といいます。）を前提に、当社の内部管理体制の改善のための諸施策を管財人の下で一層推進しつつ、①商取引債権者の皆様に対しては従前の約定どおり債務をお支払いすること、②当社の既存株式について100%減資は行わないこと、③取引金融機関に対しては長期分割弁済計画により元本全額を弁済する方針であること等を内容としており、更生手続開始決定による債権者及び株主の皆様への影響を適切に抑えつつ、当社グループの再建を着実に進める方針としており、かかる基本方針において、当初再建計画からの変更はありません。本再建計画における当初再建計画の更新は、2026年5月8日以降の当初再建計画の進捗状況等を踏まえ、その内容を実態に合わせる形で反映するものであり、当初再建計画の内容を根本的・抜本的に変更・修正するものではありません。

管財人は、本日、本再建計画を基礎として、本更生手続における更生計画案を作成し、東京地方裁判所に提出いたしました。その概要については、本日付けで公表しました「会社更生手続における更生計画案の提出のお知らせ」をご参照ください。

なお、当社株式は、後述のとおり東証により 2025 年 11 月 22 日付で特別注意銘柄の指定を受け、内部管理体制の改善が求められており、今後の状況次第で上場廃止になる可能性が残されておりますが、当社としては、できるかぎり上場廃止とならないよう、適切に対応していく所存です。

関係者各位にはご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

本再建計画の概要は下記のとおりです。

記

1. 本再建計画の骨子

(1) 経緯

当社は、2025 年 2 月 14 日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信の訂正に関するお知らせ」及び 2025 年 5 月 9 日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社の子会社における会計不祥事を原因として、会計監査人による当社の有価証券報告書等に対する監査報告書の意見が不表明となり、内部管理体制等について改善の必要性が高いことが明らかとなった結果、2025 年 11 月 22 日付けで、株式会社東京証券取引所により、当社の株式が特別注意銘柄に指定されました。また、上記会計不祥事の発覚を受けた当社の決算訂正により、取引金融機関との間の借入契約のコベナントに抵触し、当社グループは、2025 年 8 月以降、取引金融機関に対して、元本の返済猶予を依頼する状況に陥っております。

かかる状況下における当社グループの喫緊の課題は、一刻も早く上記会計不祥事に起因する一連の混乱に終止符を打ち、当社グループのガバナンス体制を改善するとともに、金融機関に対する有利子負債の返済計画を新たに策定するなどの施策を通じて、当社の経営体制と財務状態を安定化させることにありと考えております。そこで、当社は、事業価値の毀損を防止しつつ、安定的な再建を図るため、いわゆる DIP 型の会社更生手続（代表取締役などの現経営陣から管財人の選任を受けるタイプの会社更生手続）を利用することにより、事業の再建を目指すことといたしました。

(2) 本再建計画の基本方針

本再建計画は、会社更生法の下で、これを基本的な骨子として更生計画案を作成し、遂行する予定のものです。当社グループの取引先、株主、そして取引金融機関に対する影響を適切に抑える内容となっています。

まず、取引先等の商取引債権者に対する支払は、裁判所の許可の下、すべて従前の約定どおりの時期・方法で実施しております。これにより、取引先の皆様に対してご迷惑をおかけすることなく、円滑な事業運営を継続することができていると考えております。また、租税等の公租公課及び従業員の賃金等の労働債権も全額の弁済を実

施しています。

次に、当社の株主に対する影響については、会社更生法に基づく更生手続開始時（2026年5月8日午後4時）の時価による財産評定において、当社の財務状態は、債務超過ではなく資産超過とされており、本再建計画においても、当社が発行する上場株式の全部を消却すること（いわゆる100%減資）は予定されていないことから、株主の皆様は従前どおり当社が発行する上場株式を継続して保有し又は売却することができます。

また、当社の取引金融機関に対しては、本再建計画において、当社グループの借入債務に係る返済方法の変更を予定しております。返済期間は長期化するものの、本再建計画において、その元本全額を弁済できる見込みです。

本再建計画の骨子は、概ね、下記①乃至⑦に記載のとおりです（今後の会社更生手続において、必要な変更又は修正がされる可能性があります。）。

① 商取引債権等の弁済について

当社は、会社更生法の規定に基づき、裁判所の許可を得て、商取引債権者（リース債権者を含みます。）に対し、従前の約定どおり弁済を行います。これにより、取引先の皆様に対してご迷惑をおかけすることなく、円滑な事業運営を継続し、もって当社グループに対する信用不安の発生を最小限に抑えることができるものと考えております。

② 取引金融機関からの借入に対する弁済について

取引金融機関に対する借入債務については、従前の約定に基づく弁済に代えて、今後の当社の事業収益及び当社グループが保有する不動産の売却代金を原資として弁済を行います。

第一に、当社は、取引金融機関に対して、当社グループが保有する現預金のうち、翌期の事業運営に必要な一定額を超過する部分を原資として、借入金の弁済を行うことを予定しています。

第二に、当社グループは、遊休資産及び利益率の低い収益物件を中心に保有不動産の売却活動を進め、取引金融機関に対して弁済を行い、有利子負債を圧縮いたします。

なお、後述するスポンサーからの第三者割当増資その他の方法による支援が実現した場合には、これによる拠出金も弁済原資の一部を構成します。

当社は、以上の弁済を内容とする15年間の長期弁済計画により、取引金融機関に対し、借入債務元本の全額を弁済する更生計画案を作成し、東京地方裁判所に提出いたしました。

③ スポンサー探索及び第三者割当増資の実施

当社は、当初再建計画を提出以降、資本の増強、資金繰りの安定化のための資金調達又は戦略的な資本提携等を目的として、フィナンシャル・アドバイザーを選定の上、当社に対して第三者割当増資の方法により出資いただけるスポンサーを鋭意探索しましたが、東京地方裁判所に更生計画案を提出するまでに現実的なスポンサーの選定に至りませんでした。このため、本再建計画提出以降も引き続き、当社に対して第三者割当増資の方法により出資いただけるスポンサーの探索を検討いたします。裁判所の許可を得てスポンサーとの合意に至った場合には、当該スポンサーを引受人として第三者割当増資を実施する場合があります。なお、増資引受けに関する詳細条件については、管財人が今後探索するスポンサー候補との協議事項ですので、決定次第ご報告申し上げますが、東京地方裁判所に対して提出した更生計画案に基づき、新しい種類の種類株式を発行する可能性があります。また、当社は、スポンサー候補に対する第三者割当増資を実施する場合、東証が定める株主の希薄化等に関するルールに従って当該増資を実行する予定ですが、スポンサー候補による増資引受けに際しては、既存発行株式の価値が希薄化することが想定されます。

④ デット・エクイティ・スワップ

管財人は、東京地方裁判所に対して提出した更生計画案において、(i)本更生手続における更生債権の一部を対象として、デット・エクイティ・スワップを行い、更生債権者に対して種類株式を発行すること、並びに、(ii)本更生手続における更生担保権者（当社資産に対する担保権により債権が保全されている債権者）及び更生債権者（当社資産に対する担保権により債権が保全されていない債権者）に対し、その任意の希望に基づき新株予約権を発行し、新株予約権の内容として、新株予約権の行使に際して出資すべき財産を更生債権又は更生担保権（以下、総称して「更生債権等」といいます。）とし、それに対し交付する株式を当社の普通株式とすること、という二種類のデット・エクイティ・スワップを規定することにより、当社の追加の金銭負担なく、更生債権等の残高を低減させ、当社の財務体質の改善を促進する方針です。

⑤ 既存の株式の取扱い

前述したとおり、当社は、本再建計画において、当社が発行する上場株式の全部を消却すること（いわゆる 100%減資）の実施は予定しておりません。したがって、当社の株主は、当社の株式を継続して保有し又は売却することが可能です。一方で、上記④に記載しましたとおり、本更生手続における更生債権等を対象にデット・エクイティ・スワップを行い、更生債権者等に対して新株を発行するこ

とを検討しており、これにより、既存の株式について、上場廃止基準に反しない範囲（希薄化率 300%を超えない範囲）で、議決権の希薄化が生じる可能性があります。この場合、既存株主の皆様には一定の株主責任を負担していただくこととなりますが、これらの新株の発行は、当社グループの再建及び事業継続、そして当社グループの企業価値向上のために必要なものと考えられますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、当社は、更生計画により、資本金の額の減少を行い、当社の資本金の額を 6 億 4209 万 9959 円減少させ、減少後の資本金の額を 1 億円とします（なお、効力発生日は、更生計画認可決定確定日とします。）が、これは、前述した 100% 減資に該当するものではありません。

⑥ DIP ファイナンスについて

当社は、本更生手続による再建を遂行するために必要な運転資金を保有しておりますが、より安定的かつ円滑に再建を進めることができるよう、当社の取引金融機関である株式会社三井住友銀行から、2026 年 5 月 8 日付けで当座貸越枠の設定（いわゆる DIP ファイナンスの供与）を受けております。当座貸越契約（その後の変更を含む。）の概要は以下のとおりです。

融資形態 : 当座貸越
貸付人 : 株式会社三井住友銀行
契約期限 : 2026 年 12 月 30 日又は更生計画案の書面投票期限から 5 銀行営業日が経過する日のいずれか早い日
貸越極度額 : 533,787,000 円

⑦ ガバナンス体制の強化について

当社は、2025 年 11 月 25 日付「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」にてお知らせしたとおり、日本取引所自主規制法人の審査結果に基づき、元代表取締役である創業者石田信文氏の倫理観・誠実性の欠如などからガバナンスが機能不全に陥り、長期間にわたり複数の不適切会計が行われた結果、投資者の投資判断に深刻な影響を与える虚偽と認められる開示が行われ、また、投資者が適切な投資判断を行うにあたっての前提となる有価証券報告書等の財務諸表等に添付される監査報告書等の監査意見等が意見不表明等となったものであり、内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断されたため、2025 年 11 月 22 日付で、株式会社東京証券取引所により、特別注意銘柄に指定されました。

当社は、2026 年 5 月 26 日付「改善計画・状況報告書の公表に関するお知らせ」

にてお知らせしたとおり、本更生手続の下においても、管財人体制の下で、当該改善計画に基づき、特別注意銘柄の指定の解除を目指す方針です。

(3) 裁判所の認可の見込み

① 更生計画案の可決の見込み

本再建計画を基礎として作成される本更生手続上の更生計画が裁判所に認可される前提として、更生計画案は、会社更生法上、(i)過半数の議決権を有する更生債権者の同意、(ii)4分の3以上に当たる議決権を有する更生担保権者の同意及び(iii)過半数の議決権を有する株主の同意により可決される必要があります。

(i) 更生債権者には、一般には商取引債権者が含まれますが、当社の会社更生手続においては、前記 1.(2)①記載のとおり商取引債権については随時弁済することを予定しておりますので、現時点においては、取引金融機関及びリース債権者を除き、一般の更生債権者は存在しません。

(ii) 更生担保権者は、現時点においては、取引金融機関及び愛知県が存在します。当社は、本更生手続に係る開始の申立てに先立ち、本更生手続において更生担保権者となるものと想定される取引金融機関（全 14 金融機関）に対し、本更生手続のもとで本再建計画を進めることにつき説明を行った結果、全 14 金融機関のいずれからも異議はなかったことから、本更生手続において本再建計画を基礎として管財人が作成する更生計画案についても、現時点で想定される更生担保権者（取引金融機関）の議決権の総額の4分の3以上に当たる皆様から同意を得られる見込みがあるものと想定しております。

(iii) 株主の同意につきましては、本再建計画が、当社グループの再建及び上場維持のために不可欠であること、当社が発行する上場株式の全部を消却すること（いわゆる 100%減資）は予定していないことなどに照らせば、既存株主の皆様の利益に十分に配慮された計画であり、株主の皆様からご理解を得られる内容であるものと想定しております。もっとも、前述した過半数の議決権を有する株主の同意が得られない場合においても、会社更生法の規定に基づき、株主の権利を保護する条項により、裁判所による更生計画の認可の要件を充足する見込みがあると考えられます。

② 更生計画の認可の見込み

本更生手続は、2026 年 5 月 8 日付けで東京地方裁判所より更生手続開始決定がなされたものであり、法令及び最高裁判所規則の規定に適合するものです。また、以上で述べた本再建計画は、公正かつ衡平な内容であり、遂行可能であると考えられ、誠実かつ公正な方法により、4分の3以上に当たる議決権を有する更生担保権者の同意、過半数の議決権を有する更生債権者の同意、及び、過半数の

議決権を有する株主の同意又はこれに代わる権利保護条項の規定による認可の要件を充足する見込みがあると考えております。

以上を踏まえ、当社といたしましては、本再建計画を基礎として作成した本更生手続における更生計画案につき、裁判所の認可が得られる見込みは十分に存するものと考えております。また、調査委員候補者であった永沢徹弁護士より、当初再建計画を基礎として作成される更生計画について裁判所の認可を得られる見込みがあることについて、本更生手続開始前に意見書を受領しているところ、本再建計画は当初再建計画の基本方針を継承していること、また、本再建計画に基づき作成した更生計画案については裁判所及び調査委員との間で協議を重ねて作成していることを踏まえ、本更生手続における更生計画案につき、裁判所の認可が得られる見込みは存するものと考えられます。

2. 今後の見通しについて

(1) 今後の事業戦略について

当社グループの今後の事業戦略といたしましては、①モバイル事業の抜本見直し、②リゾート事業の改善、③本社費を中心とした経費削減などにより、成熟した市場においても着実に収益を確保できる体制を目指します。

当社は、モバイル、リゾート及び不動産を中心とした各事業において、多くのお客様へ満足度の高い商品やサービスのご提案・ご提供をしてまいりました。

今後も、お客様の生活やビジネスをより豊かにすることを通じ、事業の再建を果たす中で企業価値を高め、取引金融機関の皆様に対する元金及び利息の完済を実現し、かつ、株主の皆様利益にも配慮した経営を図る方針です。

① モバイル事業の抜本見直し

モバイル事業については、従前の売上至上の体制から収益力を重視した体制に移行し、更なる改善を図ります。加えて、モニタリングを含めた管理体制の強化や販売員の指導・育成により、携帯電話販売店舗全店の販売力を強化してまいります。

販売管理費においては大きな割合を占める販促費の見直しや、人員強化のために就業条件の見直しを図ります。

② リゾート事業の改善

リゾート事業については、各ゴルフ場における立地条件や特色を活かし、季節に左右されない集客を目指す。更には閉鎖した競合ゴルフ場からの会員獲得を積極的に推進し、プライシングの更なる最適化により来客数を伸ばしつつ、繁閑に応じた柔軟な人員体制へと移行することにより、コスト削減を図ります。

不採算であったゴルフリークス事業の閉鎖に伴い、雇用していた従業員はトーンリゾート株式会社へ転籍し、同社におけるショップ事業への配置転換を行う等積極的に他事業への転換を図り、適材適所の人員配置による収益増を図ります。

③ 経費削減

経費削減策として、事業規模に応じた管理業務体制に移行し、広告宣伝費・接待交際費・保守料などの各種経費の抑制を行います。

(2) 業績見通し

① 損益計算書

令和 9 年 4 月期は、連結売上高は概ね横這いの 17,685 百万円を見込んでいる一方、各種の収益改善策が寄与し、経常利益は 260 百万円と前年度比で 189 百万円の改善を見込みます。

令和 10 年 4 月期は、連結売上高は 17,548 百万円と減収となるなか、モバイル事業の更なる改善などにより経常利益は 315 百万円と前年度比で 55 百万円の改善を見込みます。

令和 11 年 4 月期は、前年度末に不動産の売却を想定していることから不動産収入が減り、売上高は、17,021 百万円と減収となるなか、モバイル事業の改善に加えて利払いの軽減が進むことで、経常利益は 290 百万円と微減に留まる想定です。

(百万円)	実績				計画		
	23/4期	24/4期	25/4期	26/4期	1年目 27/4期	2年目 28/4期	3年目 29/4期
1 売上高	16,418	17,134	17,477	17,796	17,685	17,548	17,021
2 売上総利益	3,574	4,019	3,287	3,232	3,162	3,126	2,640
3 販管費	3,676	3,694	3,242	2,972	2,743	2,682	2,298
4 人件費	1,165	1,107	882	763	723	712	638
5 減価償却費	362	370	393	435	337	327	247
6 その他販管費	2,149	2,217	1,967	1,774	1,683	1,643	1,413
7 営業利益	▲102	325	45	260	419	445	342
8 営業外収支	▲52	▲40	▲77	▲189	▲159	▲129	▲52
9 経常利益	▲154	285	▲32	71	260	315	290
10 当期純利益	▲207	147	▲9	▲1,341	▲211	1,000	181
11 EBITDA	260	695	438	695	755	772	589
12 売上総利益率(%)	21.8%	23.5%	18.8%	18.2%	17.9%	17.8%	15.5%
13 営業利益率(%)	-0.6%	1.9%	0.3%	1.5%	2.4%	2.5%	2.0%
14 経常利益率(%)	-0.9%	1.7%	-0.2%	0.4%	1.5%	1.8%	1.7%

② 貸借対照表

令和9年4月期/令和10年4月期は、多くの不動産を売却した上で借入金の返済も行う想定であり、令和10年4月期時点の総資産額は13,764百万円（令和8年4月期比▲8,019百万円）となる一方、負債合計も11,845百万円（令和8年4月期比▲8,808百万円）と減少する想定です。

なお、当社は、会社更生法の規定に基づき、決算期が変更されており、また今後も決算期が変更される可能性があります、上記①及び②の各数値及び記載内容は、かかる決算期の変更を前提としない参考数値であることにご留意下さい。

(3) 返済の見通し

令和10年4月期以降は収益改善に伴い純資産増、及び、借入金返済による負債減が進むことを見込んでおります。

以上